

九州都市学会研究助成内規

第1条（目的）

九州都市学会研究助成は、九州都市学会における都市研究活動のより一層の充実を図り、会員相互の情報交換の場を提供するとともに、学術上あるいは社会的に必要な課題に対する研究の活性化を図ることを目的とする。

第2条（研究助成の財源、公募の決定と通知）

研究助成金は、九州都市学会の特別会計から支出する。各年度の研究助成の公募は前年度の理事会で協議し決定する。

1. 九州都市学会の財政状況を踏まえ、特別会計による助成資金が不足することが予測される場合は、理事会において研究助成事業の中断を決定することとする。その結果は総会で報告する。
2. 研究助成の公募は、会員への電子メールおよび九州都市学会のホームページ上で行う。

第3条（応募資格）

研究助成の応募者は、九州都市学会の会員に限定する。研究助成に複数で応募してもよいが、研究代表者は九州都市学会の会員でなければならない。また、会費を滞納している会員を助成対象者に含めることはできない。

第4条（研究助成委員会）

理事会内に研究助成委員会を設置し、公募、採択のスケジュール管理、応募案件の採否の検討、研究成果の管理等の業務を行う。

2. 研究助成委員会の委員は原則理事とするが、研究助成委員会が必要に応じて選考委員を理事以外から選出することができる。
3. 研究助成申請者と所属機関が同一の者、本申請に関する共同研究者は研究助成委員会の委員に選出することができない。
4. 選考手順、選考基準に関しては別途、定める。

第5条（成果公表の義務）

助成対象者は、研究終了後に報告書（都市学会の論文形式が望ましい）を作成し、九州都市学会の例会等で成果を公表する義務を負う。

1. 研究成果を日本都市学会年報に投稿することを妨げない。ただし、当該論文には、九州都市学会の助成による研究であることを記載し、採択論文の PDF または別刷りを事務局に提出することとする。

2. 報告書は九州都市学会のホームページに掲載する。

第 6 条 (研究期間)

助成研究の期間は原則 1 年間とする。ただし報告書の提出および成果公表については2年以内とする。

第 7 条 (研究費の支出および返還)

理事会で採択が決まった案件の助成金は、事務局の会計担当者が支出する。

2. 研究成果を公表できない場合には、助成対象者は助成金を返還しなければならない。

第 8 条 (助成金の額および使用・範囲)

研究助成金の使用範囲は消耗品費，通信費，事務費などとし，1 件につき10 万円を上限とする。

令和 5 年11月25日 総会承認

九州都市学会研究助成の選考手順・選考基準に関する申し合わせ事項

その1 選考手順に関しては、以下のとおりとする。

- 1 助成の前年度秋季に公募、年末をめどに公募締め切り
(ただし今回に限り令和6年1月末日を公募締め切りとする)
- 2 当該年度当初に、採否の決定
- 3 当該年度春季に、助成金の支給
- 4 選考委員は理事のうち3名とする。
- 5 原則1件を採択する。ただし応募がない場合、基準に満たない場合は採択なしとする

その2 選考基準に関しては、以下の点を重視しつつ、総合的に評価する。

- 1 研究内容・研究計画の妥当性
- 2 九州都市学会の活性化に寄与すること
- 3 研究遂行能力
- 4 研究環境
- 5 学会への貢献度

令和5年10月10日理事会決定、令和5年11月25日総会承認

